

○委員長（山本順三君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたします。

令和二年度総予算二案審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官奈良俊哉君、総務審議官吉田眞人君、総務省大臣官房付谷脇康彦君、総務省大臣官房付秋本芳徳君、総務省大臣官房付湯本博信君、東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山本順三君） 令和二年度総予算二案に関する理事会決定事項について御報告いたしました。

本日は、一般質疑を百七分行うこととし、各会派への割当て時間は、自由民主党・国民の声二十分、立憲民主・社民三十六分、公明党十五分、日本維新の会十二分、国民民主党・新緑風会十二分、日本共産党十二分とする」と、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長（山本順三君） 令和二年度一般会計予算、令和二年度特別会計予算、令和二年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。三宅伸吾君。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾です。

本日は、発言の機会をいただきまして、山本順三委員長、そして理事の皆様、そして委員各位に心より御礼を申し上げたいと思います。

昨年秋の参議院外交防衛委員会におきまして、白眞勲議員が外交ナンバー車について質疑をされました。私、とても興味深く質疑を聞かせていただきました。来週は、日米の2プラス2という大きな外交、安全保障の国際会議があります。それには比べれば外交ナンバーなんて小さいという話に聞こえるかもしれませんけれども、針の穴から世界が見えるという言葉もございます。そういう意味で私は白議員の質問にとても関心を持つたわけだと思います。毅然とした、毅然とした日本が大事でございます。そういう観点から、白先生の質疑に少しでも上乗せができるように頑張ってまいりたいと思います。

さて、車には、皆さん持つていらっしゃると思ひますけれども、ナンバープレートというのが付いております。普通の車は陸運局から割り当てられるわけでございます。これはつまり国土交通省の所管ということであります。その一方で、大使館、領事館の職員らの車には、外務省が発行する外交ナンバー、通称青ナンバーが付いております。ウイーン条約とか外務省設置法に基づき、外務省が発行しているナンバーでございます。一昨日、二〇二一年三月十日現在で我が国には外交ナンバーが千九百七十八台ございます。

そこで、警察庁にお聞きします。

昨年十二月末現在で、大使館、領事館の外交団車両による車両放置の違反件数はどのようになりますか。

○政府参考人（高木勇人君） お答え申し上げます。

いわゆる外交団車両に対する放置車両確認標章取付け件数について、令和二年中につきましては千百三十七件、千百三十七件となつてございます。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

いわゆるその駐車違反の切符を切られると、後日、多くの方が違反金をお支払いするわけですがいますけれども、これ支払期日から五年で時効になるというふうに聞いております。放置違反金が回収不能となつたいわゆる未払件数とその概算の総額を、警察庁、教えてください。

○政府参考人（高木勇人君） 外交団車両の放置違反金について、消滅時効等によりまして不納欠損となつた件数につきましては、平成三十年度中

三千百十八件、令和元年度中二千七百三十六件でございます。

放置違反金の金額は、車両の種類や違反行為の種別により異なりますが、普通自動車の駐車違反、失礼しました、普通自動車の駐車禁止場所における放置駐車違反の場合、放置違反金は一万五千円となります。そのため、今申し上げました不納欠損に係る違反が普通自動車の駐車禁止場所における放置駐車違反であつたとして計算をいたしますと、平成三十年度中四千六百七十七万円、令和元年度中四千百四万円となります。

○三宅伸吾君 四千万円以上ということが、四千円以上が連続で取りつけられているということです。

私、地元香川県でございます。通称うどん県と呼んでおりますけれども、店によっては百円でおうどん食べられます。一日三回食べるといふと三百円でございまして、三百六十五日三食ともうどんを食べるとすると年間約十万一千円、失礼、十一万円ほどになります。そうしますと、先ほどの四千万強はですね、四十年近く毎日うどんを食べられる金額に相当するわけでございます。

警察庁に改めてお聞きいたします。

「これ、違反金ですね、未払になつた場合、普通の一般の方が駐車違反の違反金を払わない場合にどのような制裁というか措置がとられて、それと

比較すると、外交ナンバーの場合は何か、特権か何かあるんでしようか。

○政府参考人（高木勇人君） 一般に、放置違反金が納付されない場合には督促状により督促いたしますが、期限までに納付なければ財産の差押え等の滞納処分を行つております。

これに対しまして、外交官については、放置違反金が納付されない場合、一般的の車両の場合と同じ様に督促を行うこととしておりますが、外交官の特権免除を踏まえまして、相手方の同意がなければ財産の差押え等の滞納処分を行うことができないものと承知しておりますが、引き続き外務省と連携して適切に対応してまいります。

○三宅伸吾君 民間の方が違反金払わないと督促状に加えて差押えが来るけれども、外交ナンバーの場合は督促状は来るけれども差し押さえられることはないということです。違反金を支払わなくとも余り大きな不都合は生じないといふのが外交ナンバーだと思います。様々な理由がござりますので、それ、制度自体が私はおかしいとは申し上げるつもりではございません。

それでは、外務省にお聞きしますけれども、違反金未払のこの現状について、外務省はどのような対応を最近取られましたか。

○政府参考人（海部篤君） お答え申し上げます。

まず一つは、例えば、昨年の十一月でございましたが、全ての外交団に対しまして、放置違反金支払を含め、我が国の交通ルールに関する国内法令を尊重すべきであるということを改めて文書で申入れをいたしました。その際に、違反件数が多く状況に改善が見られない場合には、改めてかかるべき措置をとり得るということも明記させていただいております。

それから、二つ目といいたしまして、警察庁のデータを基に、違反件数や未払件数の多い外交団の大便など幹部職員に直接申し入れて、個別に同じ趣旨を伝えております。

さらに、三つ目でございますが、未払の放置違反金を過去に遡つて支払うための手続というものを御案内し、支払を督促しているという対応を取つております。

○三宅伸吾君 先日、ヨーロッパのある国の駐日本大使からとても丁寧なお手紙を頂戴いたしました。日本の外務省より車両放置について未払の違反金を払つてほしいとの連絡があつたので、すぐにお支払いしたという手紙をいただきました。外務省の動きを受けて、白眞勲議員の質問を受けまして、真っ当な国はやっぱり払つてきてくれる、くれているということです。

それはそれはすばらしいんですけれども、未払

金の過去三年分のデータを見ると、大体ワースト一位とワースト二位が一緒でござります。ワースト一位はロシア、二番目が中国、不動のワースト一位と二位でござります。そして、両国とも二位以下を大きく引き離しております。

外務省にお聞きをいたします。ロシアや中国にもきちんと支払を促していますか。

○政府参考人（海部篤君）お答え申し上げます。

きつちりと支払の督促を申し入れております。

○三宅伸吾君にもかかわらず、なかなか支払が進んでいないような気がいたしておりますけれども、在日外国公館の車両はガソリン税の免税措置があるそうでございます、租税特別措置法によりまして。

続けて外務省にお聞きいたしましたけれども、具体的にどのような国にガソリン免税の措置を実施しているのか、そしてまた、ロシアや中国は免税措置の対象となっているんでしょうか。

○政府参考人（海部篤君）お答えいたします。

外交官、領事官などが享有する特権免除の一つ

として、相互主義の考え方に基づきまして、委員御指摘のとおり、国内法令に従つてガソリンの免税措置というものを実施しております。これは相互主義に基づいて実施されるものでございまして、我が国に大使館や領事館を置いている現在百五十六か国のうち、約十か国を除く大半の国の外交団

の車両が免税の対象となっております。

御指摘のあつたロシア、中国の外交団車両につきましても、相互主義に基づきまして対象となつてゐるということでおられます。

○三宅伸吾君 外務副大臣、宇都外務副大臣にお聞きをいたします。

このように、未払件数が日に余る国や車両に対しては、やっぱり毅然とした日本国として何らかの厳しい対応を私は取るべきではないかと考えます。

例えはですけれども、今話題にいたしました、少なくとも即刻ガソリン税の免税措置という優遇措置を停止すべきではないかと考えますが、副大臣、いかがでしようか。

○副大臣（宇都隆史君）委員のお話のとおり、外交団におけるこの駐車違反であつたり放置駐車未払事例、誠に遺憾であると思つておりますが、先ほど儀典長からもお話をあつたとおり、再三にわかつて外務省の方からも努力をしているところでございます。

実際、状況に関して、格段にこの数年良くはなつてきておりまして、件数はまだ多いんですけど、平成三十年は三千九百四十八、トータルですね、

あつたのが、令和元年には二千六百十五、そして昨年は千百三十七ということで非常に今小さくはなつてきている。

ただ、委員からの御指摘にもあったように、非常に悪い国というのはもう固定化しているという現状もござります。これ、白先生からの別の委員会での御指摘もあつたことも踏まえながら、現在どういうことができるのかということで他省庁とも連携してその検討を進めているところであります。

その検討の中に、御指摘のあつたこのガソリン免税に関する措置、これは一応所管は財務省になるわけですが、実際一台一台宛てに外務省の方からクーポンを発券しているんですが、これ、実際に止める云々ということになつた場合についても、ちょっとと国内の関連法規のいろんな規定、これに關して様々ななごういう処置がとれるのが、というのを精密にちょっとと調べなきやいけないものですから、それも踏まえた上で、適切に対応するべく誠意努力をしてまいりたいと思つております。

○三宅伸吾君 財務省の所管ということではありますけれども、外務省がはいと言わないと言つても、免税措置の停止にはならないような気がいたしておりますので、是非、外務省の方から毅然とした日本外交をまずこの足下から始めるという趣旨で十分な対応をお願いしたいというふうに思いました。

続きまして、今我が国の大変な政策であるデジタル化戦略についてお聞きいたします。

私が今日テーマにするのは司法分野でございま
す。

一〇一 七年十月に内閣府に裁判手続等のＩＴ化検討会が設置され、以降、司法の場においてもＩＴ化が進められています。裁判手続のＩＴ化として、①書面や証拠を電子情報でオンライン提出することや、口頭弁論などの期日に出頭せずウエブ会議などを活用すること、そしてまた、裁判所の管理する事件記録等についても電子情報にオンラインでアクセスできるようになると等の計画が進められております。

今の私の話は民事訴訟の分野でござります。民事訴訟の分野のIT化については、少しは民事上りは、まあ少しというか大分遅れておりまして、近くやいと検討会が立ち上がるという状況にござります。民事訴訟で記録のオンラインアクセスに向けて議論が進められておりますので、刑事訴訟でもいざれこうしたことが可能になり、令状等がオンラインで申請するようになるんだろうと思します。

ただ、既に紙というか非デジタルの膨大な記録を証拠がござりますので、これをすぐデジタル化して様々なそのデジタル利用にするというのはなかなかすぐにはできないことござりますので、今話題にしますのは、足下の紙の媒体のデジタル化について法務省にお聞きしたいと思います。

刑事訴訟法というのがございまして、それによりますと、検察官は、取調べ請求する予定の証拠書類とか証拠物について、あらかじめ弁護人に閲覧させたり、場合によっては謄写ですね、コピーの機会を与えることなどが規定をされております。謄写、つまりコピーについては、弁護人等が検察庁へ行つて自らコピー機でコピーする場合と、国から許可を受けた業者を使ってコピーをしてもらう代行サービスというのがございます。値段は地域によつて違うんでござりますけれども、コピー代行について、例えば東京などではカラーコピーが一枚八十円、白黒コピーが一枚四十円というところもあるそ�でござります。大型の経済事件になりますとコピー代だけで数百万に上ると悲鳴を上げている弁護士の方もいらっしゃいます。

法務省にお聞きしたいと思ひますけれども、今謄写方法としてどのような類型のものがあるか、教えてください。

○政府参考人（川原隆司君）　お答え申し上げます。

検察官請求証拠のうち、いわゆる書証につきましては、多くの証拠が先生御指摘のように紙媒体で作成されており、一部、取調べの録音・録画機器のよう電磁的記録媒体で作成されているものも存在いたします。

らの証拠の開示を行うに当たっては、紙媒体の証拠につきましては、弁護人が謄写を行う業者等に依頼して証拠書類を謄写させるなど紙媒体に謄写させる方法で行い、取調べの録音・録画記録媒体等の電磁的記録媒体の証拠につきましては、情報セキュリティ対策としてインターネット等により外部に接続したパソコンを用いて閲覧をしないなどの条件を付すなどした上で、他の電磁的記録媒体にコピーしてこれを弁護人に交付するなど、電磁的記録媒体を、電磁的記録をコピーさせる方法で開示している例がござります。

さらに、紙媒体の証拠につきましても、情報セキュリティ対策として同様の条件を付した上でデジタルカメラで撮影するなど電磁的記録化する方法で開示をしている例もあるなど、様々な方法による証拠開示を行つているものと承知しております。

○三宅伸吾君　紙の証拠物についてデジタルカメラを用いてデジタル証拠化するという曇写を既に許容しているということですので、複合機のスキャン機能を介してUSBなどの媒体への複写をすることも刑事訴訟法は排除していないという理解されるべきでよろしいですか。

○政府参考人（川原隆吉君）お答え申し上げます。

先ほど先生御指摘になりましたように、刑事訴

証法では、証拠の開示につきまして謄写というものを規定してございます。このように、閲覧に加えて謄写が認められております趣旨は、証拠の内容を知るだけではなく、それをいつでも確認できる一として、被告人側が防衛の準備を十分に行うことができるようになると考えられます。

したがいまして、今御指摘の方法によることが紙媒体での謄写と同様に今申し上げた趣旨を全うするものであれば、そのような方法によってコピーを取る機会を与えることは謄写の機会を与えたものと言えると考えております。

○三宅伸吾君 それでは、法務副大臣にお聞きしますけれども、謄写室に既に設置されている複合機に弁護人等がUSBを差し込んでそれに謄写したいというニーズも現にござります。

ニーズがあり、法制度上、技術的にも可能であるのであるから、紙からデジタル複製も認めるべきだと考えますが、御見解はいかがですか。

○副大臣（田所嘉徳君） 檢察官請求証拠の謄写方法については、検察当局において個別の事案ごとに適切に判断すべきものとなつております。

その上で申し上げれば、刑事手続のIT化についての検討は喫緊の課題であるので、スピード感を持って推進していくかなければならないというふうに思っております。

刑事手続のIT化を積極的に進めていくという視点に立つて、現行法の運用に際しても、委員御指摘の点を含めて、法務省としてどのような取組ができるか、どのような利便性向上策が図れるか、検討してまいりたいと思います。

○三宅伸吾君 田村大臣、ちょっと順番を変更して先にお聞きしてもよろしいですか。

感染予防のために人の距離は当然取るべきでございます。ただ、つながりはやっぱり密がいいなど私は思っております。そういう意味で、ソーシャルディスタンスを取りましょうという言葉は、少し使うのを私は官民とも慎んだ方がいいんじやないかと最近思っております。

そしてまた、様々な自粛で、老人の方を中心には、

フレイルというか、虚弱体質になつたり、また妊娠婦の方を中心になつていて増えていふると聞いております。

このソーシャルディスタンスという言葉と、それから自粛下における健康二次被害についてどのような対策を取られているのか、丁寧な御答弁をお願い申し上げます。

○国務大臣（田村憲久君） まあソーシャルディスタンスというと、何か社会的な距離みたいな感じで何か社会的孤立のようなイメージを持たれるわけでありまして、WHOも、もう既に去年の三月から、フィジカルディスタンス、身体的距離というふうな言葉を使つております。この方がより分かりやすいというふうに思いますので、決して誤解のないように我々もこれ周知をこれからもしてまいりたいというふうに思つております。

結局、コロナでみんな生活変容、行動変容が起つて、高齢者は家から出ないのでありますとか、人と楽しく接する機会がないでありますとか、いろんなことが起つておりまして、これは精神的にもいろんな影響出ておりますし、もちろん肉体的にも影響が出るということで、アンケート調査をやつたんですけども、これネットを通じて一人万人強の方にやりましたが、やはり半分ぐらいの方々が不安を感じるというような、そういう答えが返つてきています。

もちろん家族がコロナ感染する不安もあるんですけども、それだけじゃなくて、自分の生活が一変してしまった中においていろんな不安を抱えられておられる。そういうところが、例えば、まあ弱いというわけじゃありませんが、精神的にふだんでも不安定になる方々、例えば妊娠婦、出産後、こういう方々はそういう中でいろんな悩みを抱えられるわけでありますので、これは妊娠婦のサポート事業でありますとか産後ケア事業、こういうものでいろんな相談等々、それからコロナにおいてもいろんな対応をさせていただいておるとおいてもいろいろな対応をさせていただいているところであります。一方で、やっぱり一般的の

方々も例えは悩んで自らの命を絶たれようという方々も出でてきますから、そういう方々のために、この相談センター、これ、自治体やっているものもあればNPOがやっているものもあります。場合によつては、時差を利用して二十四時間対応されているような、そういうNPOもあれば、何かあつたらすぐ駆け付けて、本当に危ない場合は駆け付けて何とかその方の命を助けようという、そういう民間の取組もあるわけでありまして、ネットワークがあるんですね。そういうものもしっかりと支援しながら、そういう相談、自殺に対するいろんな相談、これも強化をさせていただいておるわけであります。

それから、高齢者なんですかれども、やっぱりフレイル、これもありますし、認知症、人と会わないところが進むこともあります。そういう意味では、やはりしっかりとコロナの予防をしながら介護予防、これをやりつつ、また見守り等々をしつかりやつてもらう、そういう体制を再度で自治体にお願いをさせていたいたりでありますとか、高齢者自身が自ら健康を維持するためのいろんな情報を、ウェブ使つたりでありますとか、新聞やホームページ、こういうものを使って発信させていただきたり、また、認知症カフェをオンラインでやつて、何とかいろんな認知症を抱えられておられる方々に対してのフォローをして

いく、こういうことも進めておりまして、まだいろいろお知恵があると思います。また、委員からわつてしまふというものに対していろんな不安を抱えている国民の皆様方に何とか寄り添えるような政策が進めていければというふうに考えております。

○三宅伸吾君 田村大臣、御丁寧な、そして分かりやすい御説明ありがとうございました。

田村大臣にはもう質問ございませんので、退席いただいだて。

○委員長（山本順二君） 田村大臣におかれては、退室されて結構でござります。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

次に、家族と世帯、戸籍、そして氏の在り方について取り上げたいと思います。

平安の時代から鎌倉時代を生きた北条政子、夫は源頼朝でございます。氏は異なりますけれども、あの二人が夫婦であることは歴史の事実です。

婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、婚姻や家族に関する事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性的本質的平等に立脚して制定されなければならぬ、こう日本国憲法二十四条はうたつております。夫婦となる際に夫又は妻いすれかの氏

いく、こういうことも進めしておりまして、まだいろいろお知恵があると思います。また、委員からもいろんなお知恵があれば、いただければ有り難いと思いますけれども。

選択的夫婦別氏制度とは、婚姻に際し夫婦で氏を統一するのか別々のままいくのかを個人の意思で選べるようにするという制度です。これこそが憲法に言う個人の尊厳を具体化した制度だと私は確信をいたしております。

旧姓を通称として使用できる範囲を拡大する、こういう、この方法では私は解決できないと思います。なぜならば、尊厳の問題だからです。だからこそ、国連の女性差別撤廃委員会により、二〇一六年三月、我が国が夫婦別氏を認めないことが女性の権利を制限している旨の勧告がなされたのだと思つております。勧告に法的拘束力はないようですが、それでも、女性差別撤廃条約議定書七条四には、勧告に対し十分な考慮を払い、実際にとつた措置を回答することなどが定められております。つまり、締約国には勧告をきつちりフオローすることが求められております。

家族という言葉がござりますけれども、実は民法には家族の定義がございません。そこで、世帯とはないということになつております。

と戸籍についてお伺いをいたします。

総務省にお聞きします。

住民票に世帯主と異なる氏の者が記載されるケースはどのような場合ですか。

○政府参考人（高原剛君） 御答弁申し上げます。
住民基本台帳制度上、世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位であり、世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主とされております。

この世帯を構成する者については、世帯主と同一戸籍に属することや親族関係があることなどは要件となつていいため、世帯主と異なる氏が住民票に記載される場合があり得ます。例えば、結婚により氏が変わった者で元の家族も一緒に生活している場合、パートナーとして一緒に生活している場合、上京した親戚の大学生と一緒に生活している場合などがあろうかと存じます。

以上でござります。

○三宅伸吾君 法務省にお聞きします。

戸籍について、異なる氏の者が同一の戸籍に記されるケースはありますか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。
戸籍は一の夫婦及びこれと氏を同じくする未婚の子などに編製するにとれておりまして、御質問

が異なる氏の者が同一の戸籍に記載されることはあるかといふことでござりますれば、そういうことはないということになつております。

○三宅伸吾君 氏が異なる者がまさに親密な家族として生活している場合には、戸籍上どうなりますか。

○政府参考人（小出邦夫君） 氏を異にする者が親密に生活しているというような御質問でございました。

例えば、夫の氏を称することとして婚姻した夫婦が、離婚して、妻が子の親権者と定められました。また、子は前の夫を筆頭者とする戸籍に在籍したままであった場合において、例えば妻が後の夫の氏を称することとして再婚したような場合、この場合、子の氏につきましては母親の前の夫の氏のまま、また、戸籍についても母親の前の夫の戸籍に入ると「」などに、にとどまるということになります。

もつとも、子の氏を母の氏に変更する家庭裁判所の許可を得て戸籍法に定める入籍届をすれば、子の氏は母の氏に変更され、母の後の夫の戸籍に入籍することになりますが、この手続、子が十五

歳以上の場合は自らできるわけですから、そういうことを、そういう手続を望まなければ、子供は依然として母の前の夫の氏を称して、戸籍も世帯としてはやっぱり一般的には家族という認識

になりますでしょうか。

○三宅伸吾君 法務省にちょっと、質問通告しておませんけれども、まず、一つの戸籍には一つの氏だということでござりますけれども、いろんな、国際結婚とか様々な場合にはどのような扱いになりますでしょうか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

国際結婚の場合は日本人でない者でござりますので、婚姻の相手方が、その場合、戸籍に入つている者の氏ということであれば日本人の氏のみでございまして、結婚した外国人の方は日本人の戸籍の記載の中の身分事項欄に書かれるということになりますので、同一の氏の者が同一の戸籍に記載されるという例外になるものではございません。

○三宅伸吾君 これも質問通告しておりますんけれども、明治三十一年民法、どのような家族に関する定め方だったでしょうか。今分かる範囲で結構でござります。

○政府参考人（小出邦夫君） 申し訳ございません。ちょっと通告いたいでございませんでしたので、またお調べして、後でまた御回答できればと思います。

○三宅伸吾君 いろいろ今お話を伺いましたけれども、世帯等の実態を見ますと、氏が異なつてもやっぱり同一世帯として、失礼、氏が異なつても、世帯としてはやっぱり一般的には家族という認識

の方も多いかと思います。

制度的にもそういうケースが客観的に存在します。私は、氏が同一であることと家族の一体感、心のつながりとは別次元の、失礼、氏が同一であることと家族の一体感、心のつながりとは別次元の話であるように私は思っています。

私は子供が三人おりますけれども、高校生と大学生、今後彼らが、そして彼女が結婚して、もし三宅と異なる氏となつても私の家族であり、彼らの、彼女らの孫も私の家族と私は思うと思います。

国民の代表である国会議員が選択的夫婦別氏についてどのような考え方をしているかは有権者の知りたいところだと思われます。だからこそ、多くのメディアが、選挙が近づくと候補者に対するアンケート調査を実施するんだと思います。

現閣僚のほぼ全ての方の新聞社などへの回答状況を調べてみました。選択的な夫婦別氏制度について明確に賛成と言っている方もおられますし、何人かは明確に反対でした。そして、多くの方はどちらとも言えないという回答でした。河野大臣、小泉大臣は、予算委員会で賛成との立場を明らかにされました。

質問通告しておりませんので答えられませんでも結構でございますけれども、加藤官房長官はどうなお考へでしようか。

○国務大臣（加藤勝信君） まさに政府としてこ

れ、これまでも答弁させていただいていますように、この、政府、別氏制度については様々な御議論があつて、先般の男女共同参画計画において更に議論を深めるということです。それで、そういう形でしっかり議論を深めていくことが大事だというふうに考えております。

○三宅伸吾君 財務大臣も質問通告していないのでお聞きしづらいんですけど、御無理がなければ、一言、申し訳ございません。

○国務大臣（麻生太郎君） 質問通告がないので答える義務は全くなきんだと思っていましたし、これは個人で立っている場ではありませんので、財務大臣として答弁をさせていただいているという事なので、個人の考え方を申し上げるということはいたさない。

○三宅伸吾君 田所法務副大臣はいかがでございましょう。

○副大臣（田所嘉徳君） 広範多岐にわたるその意見というものを十分お聞きしながら、そういう中でしっかりと取り組んでいきたいというところだと思います。

○三宅伸吾君 この問題につきましては賛否両論ございます。自民党内にも賛否両論ござります。

私は、国会議員の考えも大事ですけれども、一番大事なのは、国民が令和三年においてどのような意識を持っているかということではないかと思います。それを把握しないで議論していくは、国民のための政治とは言えないと私は思います。

家制度を通じ夫婦同氏を法制化したのは明治三十一年の民法でございます。百一十一年前のこと

していくことが重要かと思います。

○三宅伸吾君 御答弁いただきました政府参考人の皆さん、どなたお考へですか。

○政府参考人（海部篤君） 御質問をいただいたわけでございますけれども、私のような身分の者でここで個人の見解を明らかにすることは控えたいたと思いますが、三宅委員がおつしやった家族を大事にするという気持ちは私個人としてしっかりと続けてまいりたいと、このように考えております。

○政府参考人（川原隆司君） お答え申し上げます。

済みません、私は法務省刑事局長として刑事局所管事務の御説明に参つてているところでござりますので、お尋ねは刑事局所管事務の外にござりますので、お答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○三宅伸吾君 この問題につきましては賛否両論ございます。

私は、国会議員の考えも大事ですけれども、一番大事なのは、国民が令和三年においてどのような意識を持つているかということではないかと思います。それを把握しないで議論していくは、国民のための政治とは言えないと私は思います。

家制度を通じ夫婦同氏を法制化したのは明治三十一年の民法でございます。百一十一年前のこと

です。今は令和三年。令和とは、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとの意味が込められているそうです。家族のきずな、これで一番大事なのは心のつながりだと思います。明治、大正、昭和、平成、そして令和へと時代が流れるにつれ、社会は大きく変化いたしております。家族の在り方についても、明治時代とは異なり、各人の選択肢を最大限尊重する、保障することが幸福追求権の確保につながる、そういうものと思われます。

○副大臣（新谷正義君） お答え申し上げます。
お誇いがあつたところは事実でござりますけれども、その場でお断りをした次第でござります。

○打越さく良君 理由は何ですか。
○副大臣（新谷正義君） 国民の皆様から疑念を抱くような会食等は控えておりますし、また、今回、適切ではないと思いまして、お断りをした次第でございます。

○打越さく良君 ほかにNTTからの、あるいは利害関係者からの接待はありましたか。

○副大臣（新谷正義君）　お答えを申し上げます。国民の皆様から疑念を抱かれるような会食や接

待は、「これは受けた」とはございません。

がクラブノックス麻布で接待を受けたとされていますが、これは事実ですか。

○副大臣（新谷正義君） お答えいたします。

和議に至るまでの経緯と、その結果を述べます。

○打越をく良君 どちらの誘いでしたか。
○朝大臣（新谷正義君）お答え申し上げます。

(届出日(新規申請) 批准日(登記))
詳細に關しては存じ上げていらないといふではございませんけれども、報告を受けているといふやは

「これは何か働きかけがあるようなものであつたと

は、そのようなことはなかつたと、そのように聞いております。

○打越せん／良君　どちらから誘つたかを聞いていま
す。

○副大臣（新谷正義君） 詳細に關しては存じて
おりませんけれども、いずれにしる、これははつ
きうに秘書からま、何かの動きがなさばあるような

きりと私書からは、何かの働きかけがある。」
ものではなかつたと、そのように報告を受けてお
ります。

○打越さく良君 その費用はNTTが支払つたんですか。

○副大臣（新谷正義君）　これ、費用に關しても
ちよつと、詳細は私自身ではないのちよつとよ

く分からないとこころはあるんですけれども、ただいざれにしき、これはそのような何か働きかけがあるようなものではなかつたと、そのように報告

○打越さく良君 ほかに誰がいたか聞いています
を受けております。

○副大臣（新谷正義君） 私自身のことではござ
か。

いませんので、そこも余り、誰がいたかというの
は存じ上げておりませんけれども、いずれにしろ

これは何か働きかけがあるようなものではなかつたと、そのように報告を受けております。

か。○お起きく良君
どんな話をしたか聞いています